

## 「第三期小山市職員子育て支援行動計画」平成27年度実施状況報告

「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）に基づき、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間として実施している「第三期小山市職員子育て支援行動計画」について、平成27年度の事業実施状況を公表いたします。

### （1）取組内容

平成27年度、重点的に取り組んだ状況は次のとおりです。

#### ① 男性職員の子育てに関する休暇及び育児休業等の取得促進

育児休業等の制度や手続き等についての個別説明を行いました。

#### ② 所属内意識の醸成

##### 【職員研修の実施】

- ・新採用職員研修において、子育て支援の取組や制度の紹介を行い、新任係長級及び新任課長級研修では、「第三期小山市職員子育て支援行動計画」に基づき、所属内の対象者への理解や配慮について認識してもらうための啓発を行いました。また、4月に開催された課長所長会議においても、同様に周知を行いました。
- ・管理監督者を対象に出産や育児に関する各種休暇等の諸制度や必要な手続きについて、研修会を開催し、周知を行いました。

##### 【時間外勤務の削減】

毎週水曜日のノー残業デー及び毎月8日の「わ食の日」毎月22日の「パートナーシップの日」に、庁内放送及び庁内掲示板等により、定時退庁を促しました。

##### 【休暇取得の促進】

年次有給休暇取得促進のため、リフレッシュ休暇取得にあたり、年次有給休暇の取得を先行させるものとし、原則として年次有給休暇2日取得につき1日を承認するものとして周知しました。

#### ③ 女性職員の活躍推進に向けた取り組み

育児休業中の職員に復職に向けたスキルアップに役立てるため、通信教育研修の受講を推奨しました。

## (2) 目標値

### ① 育児休業取得率

目標：育児休業取得率 男性10% 女性100%

表1：育児休業の取得状況

年度	男性職員			女性職員		
	新規取得者数 (A)	当該年度中に新たに 育児休業が取得可能 となった職員数 (B)	取得率 A/B	新規取得者数 (A')	当該年度中に新たに育 児休業が取得可能とな った職員数 (B')	取得率 A'/B'
27	5人	29人	17.2%	10人	10人	100%
26(参考)	1人	28人	3.6%	9人	9人	100%

※1 「育児休業」は、3歳に達するまでの子を養育するために休業をすることができる制度。

※2 「取得率」とは、平成27年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。なお、平成27年度中に新たに育児休業が可能となった職員数とは、男性職員は同年度中に子が生まれた職員、女性職員は同年度中に産後休暇が終了した職員（平成27年2月3日から平成28年2月2日までに出産した女性職員）。

参考：3歳未満の子をもつ男性職員の育児休業取得率

年度	育児休業取得者数 (A)	3歳未満の子をもつ男性職員 (B)	取得率 A/B
27	5人	81人	6.2%
26(参考)	1人	81人	1.2%

※男性職員のうち、育児休業を取得できる対象者に対して、取得した職員の割合。

### ② 年次休暇の取得状況

目標：有給休暇の取得目標日数 10日

表2：有給休暇の平均取得日数

平成27年度	平成26年度(参考)
9.0日	8.9日